

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	労災就労保育援護経費			担当部局	労働基準局		作成責任者								
事業開始年度	昭和54年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働基準局		志村 幸久								
会計区分	労働保険特別会計労災勘定														
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、通知等	労災就労保育援護費の支給について(昭和54年4月4日基発第160号)、労災就学等援護費支給要綱(昭和45年10月27日基発第774号)										
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障										
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。														
事業概要 (5行程度以内。別添可)	業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められる者に、就労を促進するため、以下の労災就労保育援護費を支給する。 ・保育をする児童…12,000円(要保育児1人につき月額) (平成28年度の月額)														
実施方法	直接実施														
予算額・執行額 (単位:百万円)	25年度	26年度		27年度		28年度	29年度要求								
	当初予算	75	72		75	80									
	補正予算	-	-		-	-									
	前年度から繰越し	-	-		-	-									
	翌年度へ繰越し	-	-		-	-									
	予備費等	-	-		-	-									
	計	75	72		75	80	0								
	執行額	71	66		精査中										
執行率(%)	95%	92%		0%											
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度 28 年度	目標最終年度 - 年度 28 年度						
	申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に支給決定したもの割合を80%とする。	申請から支給決定まで1ヶ月以内に支給決定したもの割合	成果実績	%	82.7	83.2	精査中	-	-						
			目標値	%	80	80	80	-	精査中						
			達成度	%	103.4	104	精査中	-	-						
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込							
	申請のあったものについて迅速・適正に処理する。	活動実績	人	464	481	精査中	-								
		当初見込み	人	477	449	481	精査中								
単位当たりコスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込							
	被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-								
		計算式	-	-	-	-	-								
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由											
	労災就学等援護費	80		被災労働者の遺族等からの請求に基づき支給される援護経費であり単位当たりコストの算出はなじまない。											
	職員旅費	0													
	庁費	0													
	計	80	0												

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	政策大目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること													
	施策	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ-3-2)													
	測定指標	定量的指標		/	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度					
		労災保険の社会復帰促進等事業のうち成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)		実績値	%	85.9	-	-	-	-					
	目標値 % 84.7 85.9 前年度以上 前年度以上														
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
	本事業の政策評価上の個別目標は申請から支給決定までに要する期間を1か月以内とすること及びその期間内に支給決定した割合を80%とするこ														
	アクション・財政再生プログラム	改革項目	分野:	-											
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		/	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
			成果実績		-	-	-	-	-	-					
			目標値		-	-	-	-	-	-					
		(第二階層) KPI	達成度 %		-	-	-	-	-	-					
			KPI (第二階層)		/	単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
			成果実績		-	-	-	-	-	-					
		目標値		-	-	-	-	-	-	-					
		達成度 %		-	-	-	-	-	-	-					
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
	-														
事業所管部局による点検・改善															
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明									
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	被災労働者及びその遺家族等の中には、労災があつたために就労が必要となり、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものも少なくない。本事業は、被災労働者及びその遺家族等の就労のため、これら保育に係る費用を援護するものであるため、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。									
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	本事業は、被災労働者及びその遺家族等の援護のための事業であることから、労災保険を管掌する国が実施すべき事業である。									
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	被災労働者及びその遺家族等の中には、その就労のため、被災労働者の子を保育所、幼稚園等に預ける必要のあるものもあることから、これら保育に係る費用を援護することが政策目的達成にとって必要かつ適切である。また、国民や社会のニーズは高く、政策体系野の中で優先度が高い事業である。									
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-										
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無										
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無										
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	本事業は、労災による被災者援護のための事業であり、事業者負担として行うことが妥当である。									
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				-										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-										
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	本事業は、支給対象者から申請があつた際に、審査し、支給する事業であることから、労災就学等援護費は最低限必要な費目・使途である。									
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)				-	精査中										
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。				○	申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内と目標設定することにより、効率的な業務運営を図っている。										

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			-	精査中
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			○	申請から支給決定までの期間を短縮することで、事業の効率性を高めることから、実効性の高い手段となっていると考えられる。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-	精査中
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			○	国家公務員災害補償制度及び地方公務員災害補償制度について類似の事業があるが、それぞれ対象者が異なり、適切な役割分担となっている。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	人事院		就労保育援護金(国家公務員災害補償制度)		
	総務省		就労保育援護金(地方公務員災害補償制度)		

点検結果	労災就労保育援護経費については、上記点検表のとおり適正に実施されている。
改善の方向性	<p>労災就労保育援護費については、各点検項目の評価のとおり、適正に実施されているところであり、保育に係る費用の一部を援護することにより保育をする児童を抱える労災年金受給者又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺家族等の援護を図るために支給しているものである。</p> <p>また、支給額については、一般的に保育に要する教育費等を考慮した見直しを行ってきており、国家公務員災害補償制度等との均衡等を考慮していることから、本事業の支給額のみを変更することは、官民格差を生じさせるため、適当ではない。</p> <p>以上のことから、当該経費については、今後も実績等を勘案し、必要額を精査の上、予算要求を行うこととする。</p>

外部有識者の所見

行政事業レビュー推進チームの所見

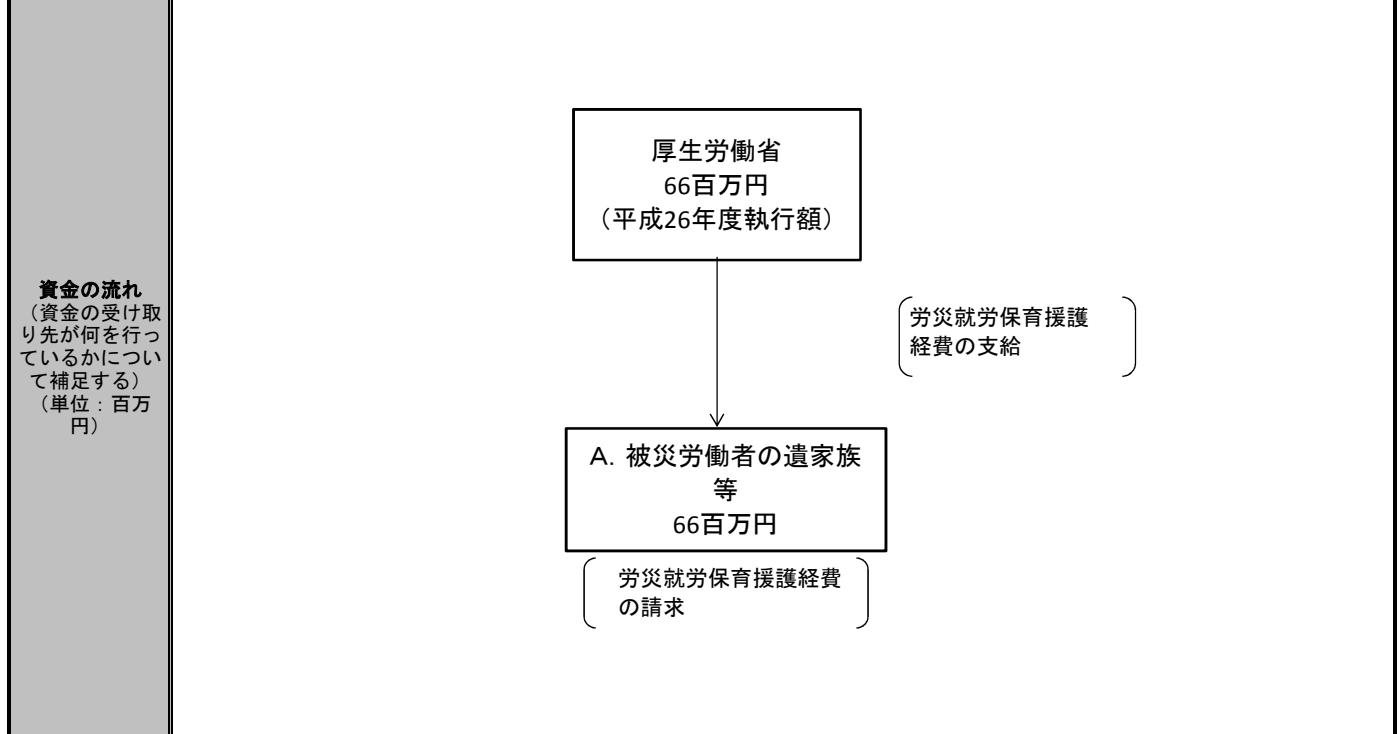
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	660-12	平成23年度	987	平成24年度	831	
平成25年度	426	平成26年度	436	平成27年度	448	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



項目	A.被災労働者の遺家族等		B.	
	費目	使途	費目	使途
「資金の流れ」において最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	労災就労保育援護費	労災就労保育援護経費	66	
計		66	計	0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応募又は 競争性のない随意契約となつた 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	被災労働者の遺家 族等	-	労災就労保育援護費	66	-	-	--	

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト